

各務原市公金の支払業務に係る手数料の支給に関する要綱

(令和6年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定金融機関が行う公金の支払であって、主として会計管理者が依頼を行うもの及び当該振込に伴う組戻しについて、市が指定金融機関に支給する手数料（以下「支払等手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 口座情報 金融機関コード、支店コード、預金種別コード、口座名義人、口座番号等の振込先の情報の総称をいう。
- (2) データ伝送 口座振替による支払の依頼をするに当たり、振込先それぞれの口座情報及び支払金額を格納したデータ（次号において「振込データ」という。）を電磁的方法（市の使用に係る電子計算機と指定金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）により一括して送信することをいう。
- (3) その他媒体 口座振替による支払の依頼をするに当たり、振込データを記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を指定金融機関に受け渡すことをいう。
- (4) 紙媒体 口座振替による支払の依頼をするに当たり、口座情報を記載した口座振替依頼書、債権者が発行する納付書その他の書面を指定金融機関に受け渡すことをいう。ただし、当該書面のうち当該債権者が自らの収納のために手数料を負担するものを除く。
- (5) 振込組戻し 前3号に掲げる方法により支払の依頼を行い、指定金融機関が振込の手続を行った後に、依頼した口座情報に誤り又は支障がある、振込を取り消す必要が生じた等の理由で、振込みに係る資金が指定金融機関の会計管理者口座に返却されることをいう。
- (6) 同行宛 支払の依頼を行う口座情報が、指定金融機関宛であるものをいう。
- (7) 他行宛 支払の依頼を行う口座情報が、指定金融機関宛でないものをいう。

(対象者)

第3条 支払等手数料を支給する対象者（以下「対象者」という。）は、指定金融機関として市の公金の支払の依頼を受けた者とする。

(支払等手数料の額)

第4条 支払等手数料の額は、次の表の左欄に掲げる方法等による支払の依頼等1件につき、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとし、消費税等相当額は、請求の際に別途加算する。

方法等		同行宛	他行宛
データ伝送		100円	162円
その他媒体		100円	162円
紙媒体	3万円未満	300円	600円
	3万円以上	500円	800円
振込組戻し		1,000円	1,000円

(報告)

第5条 対象者は、毎月当該月に支払等手数料の支給対象となる件数を取りまとめ、翌月15日（3月分にあつては3月31日）までに市長に報告しなければならない。

(支払等手数料の支給)

第6条 支払等手数料の支給は、6か月に一度の出来高払いとする。

2 対象者は、4月分から9月分まで及び10月分から翌年3月分までの取扱件数を取りまとめ、市長に請求を行うものとする。

(適用除外)

第7条 前3条の規定にかかわらず、主として国又は県が主導して臨時的に支給を行う給付金、補助金等の振込に係る支払等手数料の額、報告及び支給については、それぞれ当該給付金、補助金等の支給を行う際に指定金融機関と市長との間で合意した条件に基づくものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和6年10月1日以後に振込の期日を指定された支払の依頼について適用する。
- 3 第4条の規定にかかわらず、令和6年10月1日から令和8年9月30日までに振込の期日を指定された支払の依頼のうち、紙媒体によるものに係る支払等手数料の額は、指定金融機関との協議により別途定める額とする。